

質問回答

2019年10月24日

「(案件名)インドネシア国サイバーセキュリティ人材育成プロジェクト(「意思決定権者のサイバーセキュリティ理解を進める方法論」短期コース開発)」

(公示日:2019年10月16日/公示番号:19a00597)について、企画競争説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	第1 企画競争の手続き 5 競争参加資格(4)共同企業体の結成の可否 並びに 競争参加資格確認申請書(別添:様式)	5 競争参加資格(4)共同企業体の結成の可否では「共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(2)に規定する競争参加資格要件を求めません」との記載があります。一方、競争参加資格確認申請書(別添:様式)の脚注には「共同企業体構成員全ての競争参加資格確認申請書を共同企業体代表者がまとめて提出してください」と記載がございます。 本案件においては前者の記載が優先され、共同企業体の構成員は2019年10月25日正午までに提出が求められている書類の提出は不要であるとの理解で良いでしょうか。	本案件は、「厳格な情報管理」を必要とする案件ですので、共同企業体の構成員についても、競争参加資格確認申請書をご提出ください。なお、5.(4)共同企業体の結成の可否については、下線を削除し、以下の通り修正いたします。 (4) 共同企業体の結成の可否 共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。 共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。 また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。
2	企画競争説明書 2 ページ。 (2) 積極的資格要件	- 共同企業体の代表者 および/または コース開発者は、この積極的資格要件を満たさなければならないか?	本案件は、「厳格な情報管理」を必要とする案件ですので、通番号1の通りの回答と同様になります。

3	<p>企画競争説明書 2 ページ。</p> <p>(4) 共同企業体の結成の可否 共同企業体の結成を認めます。 ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としてします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> - 共同企業体の業務主任者について、共同企業体に参加いただく企業から選出しても良いか？ - 共同企業体の結成についての記述はあるが、再委託についての記述が無いように思える。再委託は可能なのか？ 	<p>業務主任者は共同企業体の代表者となり、構成員から業務主任者を選出することはできません。 また、本案件は再委託を認めておりません。</p>
4	<p>企画競争説明書 10 ページ。</p> <p>第 2 プロポーザル作成に係る留意事項</p> <p>1 プロポーザルに記載されるべき事項</p> <p>(3) 業務従事予定者の経験、能力</p> <p>2) 評価対象業務従事者の経歴</p>	<ul style="list-style-type: none"> - 業務主任者の履歴書とコース開発およびそれに類似する経験・経歴を記載すれば良いか？ - 業務主任者とコース開発者は異なっても良いか？ - 業務主任者およびコース開発者が異なる場合、各々の履歴書と経験・経歴を記載すれば良いか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務主任者の履歴書とコース開発およびそれに類似する経験・経歴を記載してください。 ・業務主任者とコース開発者は異なる提案をされても良いが、発注者としては、業務主任者をコース開発者と想定しています。 ・業務主任者およびコース開発者が異なる場合、各々の履歴書と経験・経歴を提出してください。
5	<p>企画競争説明書 11 ページ。</p> <p>(2) 外国籍人材の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> - 例えば、外国籍で、コース開発の経験がある方を、コース開発者とすることは可能か？ 	<p>・可能です。なお、コース開発を外国籍の構成員とする場合についても、競争参加資格申請書の提出は必要になります。</p>
6	<p>企画競争説明書 20 ページ。</p> <p>6. 現地再委託 認めない</p>	<ul style="list-style-type: none"> - 共同企業体に参加している企業が現地に設備や人材を持っている場合も、この記述に該当することになるか？ 	<p>本案件は、現地再委託費を認めておりませんので、一般業務費に設備(賃料借料)、人材(特殊傭人費)を計上ください。</p>
7	<p>P4 第 1 企画競争の手続き</p> <p>8 プロポーザル評価と契約交渉 決定者の方法</p> <p>(1) 評価対象業務従事者について 及び</p>	<p>P20 に「コンサルタントは、業務内容を考慮の上、適切な専門家の配置をプロポーザルにて提案することとする」とあるが、業務従事者を増やした場合、「業務主任者／コース開発」を分割したり、「業務主任者／コース開発」の予定人月数を約 2.0M/M 以下(例えば 1M/M)に変更すること</p>	<p>企画競争説明書の内容に対して、提案することは可能です。評価は、内容を確認させて頂き判断します。</p>

	P20 第 2 プロポーザル作成に係る留意事項 第 4 業務実施上の条件 2. 業務量の目途と業務従事者の構成(案) (2)業務従事者の構成(案)	は可能でしょうか？可能な場合、それは審査上、低く評価されることになりますか？	
--	--	--	--

以上